

(仮称)「館山市テレワーク環境整備事業補助金」の補助対象経費(案)について

※いずれも coworkingスペースやシェアオフィス等の整備が前提となります。

<補助対象経費①：建物改修費>

- coworkingスペースやシェアオフィスなど複数の企業や個人事業主等が共用できるテレワーク可能なオフィスを整備に要する経費

(対象例)

- ・ テレワーク環境を整備する施設の新規開設工事、既存施設の建替え・補修工事
- ・ 間仕切り用のパーティションの設置
- ・ 個室ブースや会議室の設置
- ・ テレワーク環境の適切な維持に資する換気設備(エアコン)の設置

<補助対象経費②：事務機器購入費>

- テレワークにより働く環境または機能を有する上で必要と認められる事務機器の購入に要する経費

(対象例)

- ・ OAデスク、椅子、モニター、電源タップ、共用の事務備品
- ・ PC、タブレット、プリンタ複合機
- ・ 個室ブース用のヘッドホン等の機器、会議室用のテーブル

<補助対象経費③：情報通信ネットワーク環境整備費>

- 対象となる施設の通信環境の整備に要する経費

(対象例)

- ・ 施設内のWi-Fi、LAN環境の構築に伴う機器の購入、設置工事
- ・ セキュリティ対策製品(ウイルス対策ソフト、ネットワーク脅威対策製品、アクセス管理製品等)の購入

<補助対象外経費>

- 国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費
- 交付決定日前に支払った経費
- 消費税及び地方消費税
- 住居部分等で直接事業の用途に付さない部分に係る経費
- 耐用年数が1年未満のいわゆる消耗品に分類される物品(ペンや印刷用紙等の事務用品、感染防止対策用のアクリル板や消毒用品など)
- リース契約など賃貸借によるもの